

松江工業高等専門学校の休校措置の取り扱いについて

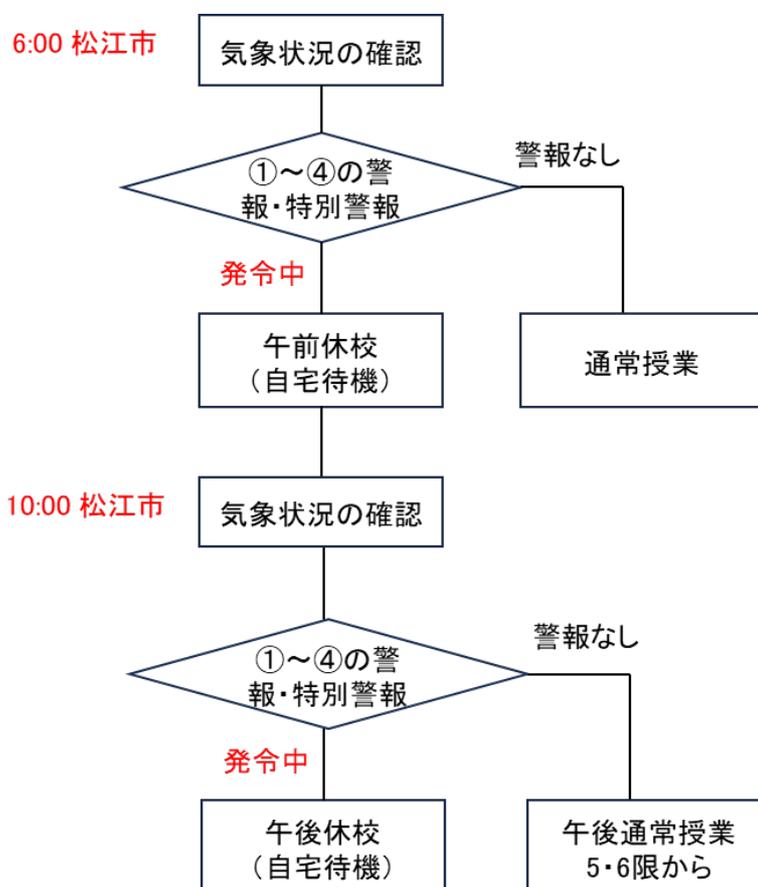
令和3年9月7日学校協議会制定
令和6年3月8日学校協議会改正

この取り扱いは、気象警報の発令、公共交通機関の不通又は地震などの自然災害等の事態における、学生の安全確保のための休校について、必要な事項を定めるものとする。

1. 気象警報の発令による休校

松江市において、①暴風警報(暴風特別警報の場合も含む)、②暴風雪警報(暴風雪特別警報の場合も含む)、③大雨特別警報、④大雪特別警報のいずれかが発令された場合

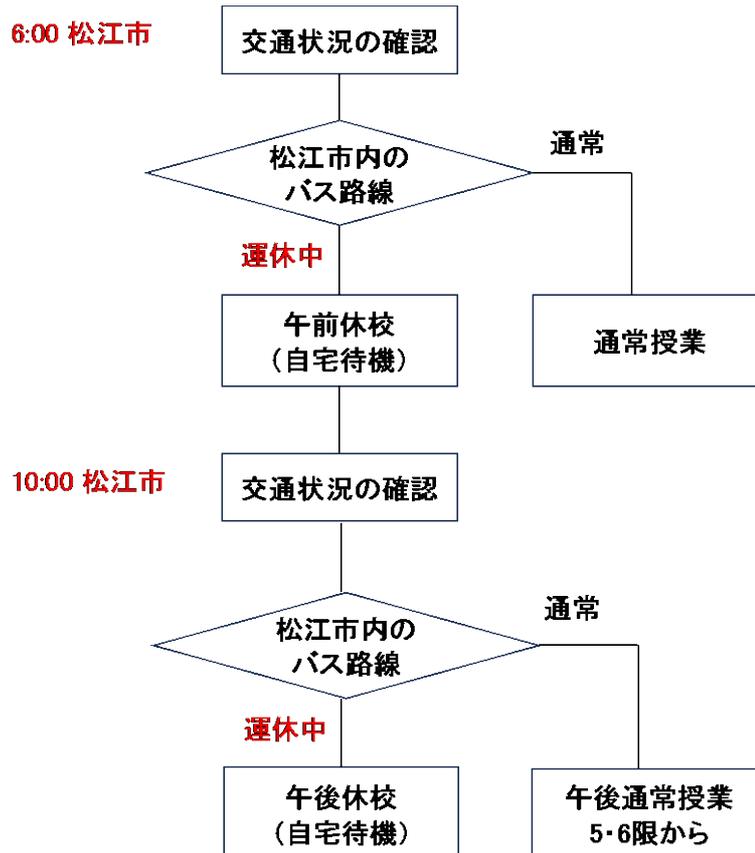
- ・午前6：00時点で警報が発令中ならば午前は休校(自宅等で待機)とし、警報が解除されていれば通常の授業等を行う。
- ・午前10：00時点で警報が発令中ならば午後も休校(自宅等で待機)とし、警報が解除されていれば午後から通常の授業等を行う。



2. 公共交通機関の不通による休校

自然災害等により、松江市内のバスの全路線が運休している場合

- ・午前6：00時点で松江市内のバス(松江市営バス(松江市交通局)、一畑バス)が運休中ならば午前は休校(自宅等で待機)とし、復旧していれば通常の授業等を行う。
- ・午前10：00時点で松江市内のバスが運休中ならば午後も休校(自宅等で待機)とし、復旧していれば午後から通常の授業等を行う。
- ・上記のルールにかかわらず、松江市交通局又は一畑バスから復旧する時刻が発表された場合には、その時点で午前、午後、終日の休校を判断する。



3. 松江市において、地震などの自然災害による避難指示（レベル4）又は緊急安全確保（レベル5）が発令された場合の休校※

- ・午前6：00時点で地震などの自然災害による避難指示又は緊急安全確保が発令している場合は、午前中は休校（自宅等で待機）とする。
- ・午前10：00時点で地震などの自然災害による避難指示又は緊急安全確保が発令している場合は、午後も休校（自宅等で待機）とし、避難指示又は緊急安全確保が解除されレベル3（高齢者等避難）以下で授業等の実施が可能となった場合は、午後から通常の授業等を行う。

※水害あるいは土砂災害警戒情報については発令された地域が限定的であり、かつ本校の主要な通学路に影響がないと判断した場合は休校措置をとらない場合がある。ここで、「通学路に影響がない」という判断は松江市内の主要なバス路線が通常通り運行していること等を目安とする。

（避難情報についての補足）

緊急安全確保（レベル5）・・・「命を守る行動を」

既に避難が困難になっているおそれがあり、直ちに安全を確保する

避難指示（レベル4）・・・「速やかに避難」

安全な場所に速やかに避難を完了する

高齢者等避難（レベル3）・・・「高齢者等は速やかに避難」

高齢者等、避難に時間のかかる人は安全な場所に速やかに避難を完了する

4. 登校後の休校について

登校後に、上記1，2若しくは3又は重大な気象警報の発令、公共交通機関の事故若しくは自然災害発生などの場合の休校及び帰宅等の判断は、教務主事、学生主事、事務部長及び学生課長（以下「教務主事等」という。）が協議により決定する。なお、主事不在の場合は主事補の代表が、事務部長及び学生課長不在の場合は、教務・入試係長が代行し協議に加わる。

5. 学生および保護者への周知

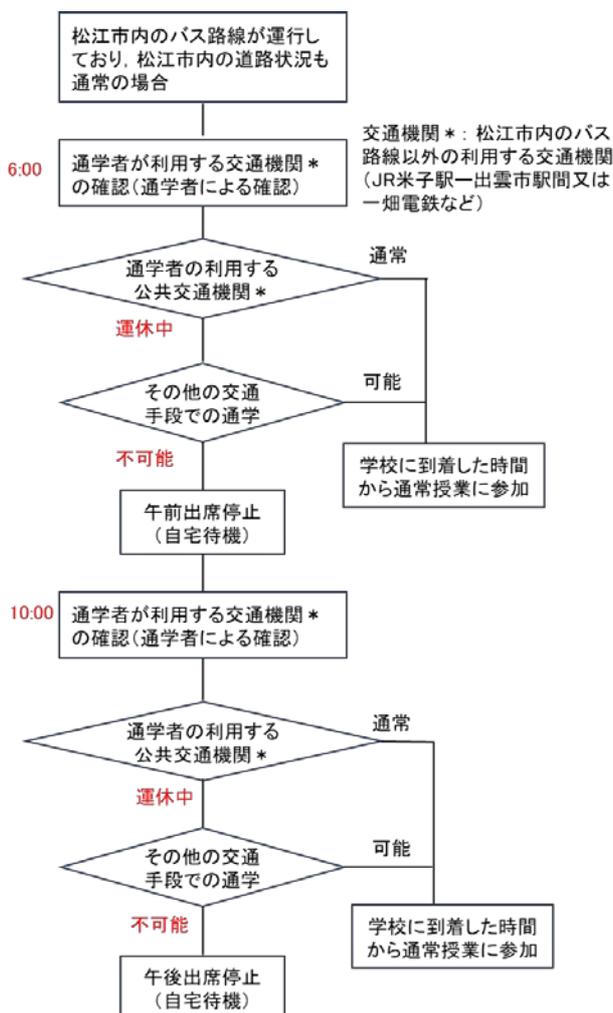
上記1, 2又は3の手順に従って学生自身が行動することが原則であるが、学生への Microsoft Teams による連絡, および保護者へのさくら連絡網による連絡により周知の徹底を図る。

6. 翌日に、上記1, 2若しくは3又は重大な気象警報の発令、公共交通機関の不通、若しくは自然災害の発生が予想される場合には、教務主事、学生主事、事務部長及び学生課長（以下「教務主事等」という。）の協議により、翌日の休校を決定することがある。なお、主事不在の場合は主事補の代表が、事務部長及び学生課長不在の場合は、教務・入試係長が代行し協議に加わる。

7. 補講、学校行事及び松江市以外の気象警報発令等について

- ・休校となった場合は、学生の登校は禁止とし自宅等で待機とする。課外活動、研究活動、図書館の利用等も含めて登校を禁止する。ただし、避難指示又は緊急安全確保の発令が解除された場合、あるいは学生の安全が確保されることが確認された場合に限り、校長の許可により登校を認める場合がある。
- ・休講となった授業については、後日補講を行う。ただし、授業回数の確保が難しい場合はこの限りではない。学校行事については後日に延期、又は中止する。
- ・松江市以外に居住している学生の当該居住地域で気象警報の発令、公共交通機関の不通又は地震などの自然災害等の事態が起こった場合は、当該学生の安全が確保され、登校が可能となるまで自宅等で待機とする。この場合の欠席は出席停止として扱う。なお、公共交通機関が運休している場合であっても、他の交通手段で安全に登校が可能な場合には、通学を認める。

例：松江市内のバス路線が通常通り運行している場合で、JRや一畑電鉄などの一部の公共交通機関が運休している場合。



7. 不測の事態の対応

この取り扱いに定めがない事項については、その都度、管理職等が判断する。

附 則

- 1 この取扱いは、令和3年9月7日から施行する。
- 2 松江工業高等専門学校の休講措置の取扱いについて（平成25年9月20日制定）は、廃止する。

附 則

この取扱いは、令和6年4月1日から施行する。

参考

防災気象情報

気象庁 HP (<http://www.jma.go.jp>)

松江地方気象台 HP (<http://www.jma-net.go.jp/matsue/>)

日本気象協会 HP (<http://tenki.jp/>)

しまね防災ポータル (<http://www.bousai-shimane.jp/>)

NTT 電話サービス (0852-177)

NHK・民放各社のテレビ・ラジオのニュース

交通災害情報

JR 松江駅 (0852-21-3219)

JR 西日本 HP (<http://www.westjr.co.jp/>)

松江しんじ湖温泉駅 (0852-21-2429) 一畑電車 HP (<http://www.ichibata.co.jp/railway/>)

松江市交通局 (0852-60-1111)

松江市交通局 HP (<http://www.matsue-bus.jp/>)

一畑バス本社 (0852-20-5205)

一畑バス HP (<http://www.ichibata.co.jp/bus/>)